

山梨県公報

号外第六十三号

平成二十一年

九月一日

火曜日

目次

平成二十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………
屋外広告物講習会の開催について……………

公 告

●平成二十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、
平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法
律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
のとおり公表する。
平成二十一年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一・二七ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・八四ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一五八・三七ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・八三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、七〇七・七三ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四一・二〇ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、一一三・〇〇ヘクタール

韮崎地区土砂流出防備保安林
多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林

五五一・六二ヘクタール
七三〇・〇〇ヘクタール
一六・〇六ヘクタール
一、一三八・〇八ヘクタール
一五四・六二ヘクタール
一一一・二六ヘクタール
一七一・四四ヘクタール

●屋外広告物講習会の開催について
山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。
平成二十一年九月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 開催日時
一日目 平成二十一年九月二十九日（火）午前九時
二日目 平成二十一年九月三十日（水）午前九時
- 開催場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五〇七会議室
- 科目
1 屋外広告物に関する法令
2 屋外広告物の表示の方法に関する事項
3 屋外広告物の施工に関する事項
- 受講手数料
一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）
受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。
- 受講申込み受付期間
平成二十一年九月二日（水）から九月十六日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前九時から午後五時まで
- 受講申込書の提出先
甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室（電話〇五五 二二三 一三三五）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番